

指名停止を行った有資格業者の商号等の公表方法等について

1 趣旨

南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(以下「措置要綱」という。)
第13条第2項の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者商号等の
公表(以下「公表」という。)の方法について必要な事項を定めるものとする。

2 公表事項

公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名停止を受けた有資格業者(以下「指名停止業者」という。)の商号
又は名称
- (2) 指名停止業者の主たる営業所の所在地(市区町村名とする。)
- (3) 指名停止の期間及び理由(措置要綱別表の該当号及びその見出し(該
当号が別表第2の第9号である場合にあつては、「営業に関する有資格
業者等の反社会的な行為」、第10号である場合にあつては、「代表役員
の逮捕、書類送検若しくは起訴又は刑の宣告」のうち当該指名停止の
理由が該当する事項)とする。)

3 公表方法

公表の方法は、2の公表事項を記載した文書を監理課において閲覧に供
するとともに、同事項を南丹市のホームページへ掲載して行うものとする。
ただし、指名停止業者が個人事業者である場合においては、当分の間、南
丹市のホームページには同事項を掲載しないものとする。

4 公表期間

公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期
間が満了した日の属する月の末日まで行うこととする。

附 則

この公表方法は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この公表方法は平成31年1月20日から施行する。